

宇城広域連合インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「宇城広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。

また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

### 誓約書

以下を誓約いたします。

宇城広域連合が実施する公有財産売却に係る一般競争入札への参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明、またはこれらに違反するようなことが生じた場合には、ただちに貴連合の指示に従い、貴連合に損害が生じた場合は、補償その他一切の責任をとるとともに、貴連合に対し、一切異議、苦情などの申し立てを行いません。

#### 記

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。また、その者を代理人といたしません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号および宇城広域連合暴力団等排除措置に関する特記約款(平成 31 年告示第 13 号)第 3 条第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当しません。
- 3 私は、暴力団および暴力団員の依頼を受けて入札に参加および応募しようとする者ではありません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴連合に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- (9) 暴力的、法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

5 私は、貴連合の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴連合の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴連合に対し一切異議、苦情などは申しません。